

令和5年度筑前町保育料徴収基準

(参考) 令和5年度の基準表です。
令和6年度は未定のため変更になる可能性があります。

■2号・3号認定（保育所等）

- ・保育料は4月1日現在の年齢で決定します。
- ・同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園等に入所している場合は、年齢順に2人目は半額、3人目以降は無料になります。

【保育標準時間】

単位：円

各月初日に児童が属する世帯の階層区分		筑前町保育料（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0 (無償化)
B	市町村民税非課税世帯	0	0	
C	市町村民税均等割課税世帯	(9,000)	(9,000)	
		15,600	15,400	
D1	所得割課税額 48,600円未満	(9,000)	(9,000)	
		19,500	19,300	
D2	48,600円以上 77,101円未満	(9,000)	(9,000)	
		27,000	26,600	
D3	77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,600	
D4	97,000円以上 147,200円未満	40,000	39,500	
D5	147,200円以上 169,000円未満	44,500	43,900	
D6	169,000円以上 251,000円未満	54,900	54,200	
D7	251,000円以上 301,000円未満	61,000	60,100	
D8	301,000円以上 397,000円未満	80,000	78,800	
D9	397,000円以上	84,000	82,700	

備考1 C,D1,D2欄の（ ）内の金額は、母子・父子・在宅障がい者などの世帯に適用します。

備考2 4月～8月分保育料は令和4年度の市町村民税額、9月～3月分は令和5年度の市町村民税額

備考3 町民税額の計算には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除など、控除できないものがあります。

備考4 保育料は、原則保護者（父・母）の市町村民税額で決まります。保護者の税額のみでは算定できない場合は、同居の親族の分を算定に入れることがあります。

※保育料軽減措置

世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満の場合、上のお子さんの年齢に関係なく、第2子は半額、第3子は無料となります。
ただし、市町村民税非課税世帯または世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の母子・父子・在宅障がい者などの世帯に限っては、第2子以降は無料となります。

※保育料申告について

収入がない場合（病気・介護等就労なしの場合）も、毎年申告が必要です。
申告がないと、保育料の算定ができず一定の保育料がかかることがあります。